

令和元年 第1回臨時会 —10月3日開催—

承認第4号 専決処分の承認、補正予算第3号 町民文化センターESCO事業 賛成少数で不承認

この補正予算第3号は、町民文化センターの老朽化したボイラーを電気機器へ更新して、光熱水費と二酸化炭素の削減を図るESCO事業（改修工事）の補正です。議会としては事業の方向性や財源を確保（国庫補助金）する努力は理解しました。しかし、事業者の選定方法や補助金申請のプロセスが適当でなかったこと。また、1億5千万円を超える事業規模と起債額（町の借金）を鑑みて、補正予算に計上すべき額でないとして、専決処分を賛成少数で不承認としました。

議会全員協議会での説明

・7月11日

事業の概要、公募型（ポータル）（企画提案型）方式により4月に最優秀業者決定、財源確保、今後の方針などが示されたが、総事業費に関する説明は行われなかった。

・8月20日（8月定例会開催中）

補助対象事業の場合の総事業費1億6千万円余が示され、23日に補正予算として提案する旨の説明を受ける。

「8月定例会」で提案

・8月23日

追加日程として、補正予算第3号（町民文化センターESCO事業）が提

案される。この事業は、詳細な調査が必要のため、議員11名の構成による特別委員会に付託をして審議することになった。

特別委員会での審査

8月23日から9月17日まで3回の委員会を開催、審査し、採決の結果、過半数に達しなかったため否決となった。詳細は下記の報告書のとおり。

町長の専決処分

・9月30日

議員任期満了の9月30日まで、臨時議会を開催し委員会報告をすることができなかった。よって、補正予算第3号は審議未了で廃案となつてしまったため、町長は専決処

分を行いESCO事業を執行できる措置をとった。10月臨時会で不承認

・10月3日

町議会選挙後、初の臨時会が10月3日に開催され、専決処分の承認を採決したが、賛成少数で不承認となった。

動議

補正予算が未承認になった直後、議員から「町民文化センターESCO事業の調査に関する動議」が提出され、賛成多数で可決された。この動議により、地方自治法98条及び100条に基づき特別委員会を設置し調査をすることとなった。

* 動議：議員提起の追加議題

補正予算 第3号（町民文化センターESCO事業）審査特別委員会報告書（要約）

1. 開催日 役場4階 会議室 8月26日（11名）、9月11日（10名）、9月17日（11名）
2. 審査の結果 9月11日、記名式投票による採決の結果、否決すべきものとした。賛成4票、反対4票（白票3票を含む）の同数（退席1名。委員長は賛否に加わらない）であった。委員長は、補正予算に積極的に賛成する者が半数を超えていないことから、現状維持の原則*に従い、否決すべきものと判断し決定した。
3. 審査の件 副町長、教育委員会教育課長、政策推進課長、参事兼総務課長及び担当職員出席のもと、町民文化センターESCO事業について、詳細に審査した。その結果、事業の方向性や財源を確保する努力は理解した。

【賛成意見】

- (1) 昭和48年に町民文化センターを作ることになった当初、チェックメイトの地代と、ゴルフ場利用交付税、固定資産税等を維持管理に充てていく方針であった。町民の文化施設として、利活用が求められるので、必要な事業である。
- (2) ここで結論を出さないと内示を受けた補助金が付かない可能性がある。

【反対意見】

- (1) 事業者の選定方法や補助金申請のプロセスが適当でなかった。
- (2) 事業の規模から、本来であれば当初予算に計上すべきものであった。さらに、工期や十分な審査をする時間等を勘案されていない補正予算計上は、適当でなかった。
- (3) この事業によって公債費比率及び将来財政推計が増加するが、町からは財源確保等について適切な説明がされなかった。

今後、公共施設等総合管理計画を早急に策定し、町の財政負担を明確にし、町民文化センターの利活用を含め、事業執行に当たられたい。

* 現状維持の原則…過半数議決を要する場合で、賛成・反対が同数となった時、議長（委員長）の採決にあたり、積極的な賛成が半数を超えていないことから議決を差し控える（現状維持＝条例、予算などの現状を変更しない）ことが望ましいという原則。